

令和2年（ワ）第26002号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）外3名

被告 学校法人聖マリアンナ医科大学

意見陳述書

2021（令和3）年 3月 1日

東京地方裁判所 民事7部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 佐藤 倫子

1 2018（平成30）年8月、東京医科大学が、入学試験において、女子受験生を不利益に取り扱っていた（「男子」受験生に加点していた）ことが判明しました。このニュースは、多くの女性たちの心を打ちのめしました。

2 確かに、日常生活において、性差別的な取扱いやセクシュアル・ハラスメントを受けることはありましたが、勇気ある先人たちの闘いを経て、少なくとも、直接差別はなくなったであろう、形式的平等はこの国でも実現しているはずだと、信じてきました。

しかし、なんと21世紀になった今日なお、女性合格者を少なくするという明確な意図を持って、このような、あからさまな直接差別が、連綿と続いていたのです。信じていたもの、まるで、自身が立っている地面がガラガラと音を立てて崩れて行くかの如き、大きな衝撃を受けました。日本における性差別が、辻村みよ子氏の言葉を借りれば、まさに「永久凍土」のように、全く溶けることなく強固に横たわっていたことを、私たちは思い知らされたのです。

3 2018（平成30）年12月に文科省が公表した「医学部医学科の入試選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」（甲3。以下「最終まとめ」といいます）により、東京医科大学のみならず、複数の医学部が女性（や浪人）という属性を理由とした一律的な取扱いの差異を設けていたことが判明しましたが、最終まとめは、被告である聖マリアンナ医科大学についても、「（調査書等の点数化結果について調査したところ、）毎年、

男・女（と現役・浪人）で最高点，最低点ともに大きな差がついているとともに，平均点でも女性より男性が（1.8倍～2.6倍）（中略）顕著に高い点数となって」おり「性別（や年齢）の属性により一律の取扱いの差異を設けていることが疑われます」と指摘し，「不適切である可能性が高い事案」と整理しました。

4 被告はこれについて「属性による一律な評価は行っておらず，受験生を個々に総合評価した結果」であると主張し（甲4p2），出願書類（調査書・志願書等）の評価に関する部分について順位を付す関係から点数化した上で総合評価していたが，その最高点が全体の約1/4程度と高すぎたことから疑念を招いたなどと，何ら説明にならない，不合理な弁解に終始しました（甲3p19）。2019（平成31）年1月公表の監事監査報告書においても，性別（あるいは現役・浪人等）の属性により一律に加点あるいは減点等を行った事実は認められなかったとし（甲5），性別による一律の不利益取扱いを否定しました。

5 その後，文科省の更なる指導で設置された第三者委員会の調査により，

- ・ 平成27年度入試から平成30年度入試において，現浪区分の判明した第2次試験受験者のうち約83%ないし最大約96%の受験者が性別及び現浪区分に応じて一律に算出される点数を獲得していたこと
- ・ 入試作業室のパソコンから発見された平成28年度入試に関するエクセルファイルのシートに貼り付けられた入試管理システム操作画面に「男性調整点」「19.0」と記載があり，これが同年入試における男女点数差と一致していること
- ・ 元入試委員長らに予告なく行われた模擬採点の結果が実点数と大きく相違し，とりわけ実点数が低い評価だった女性（・多浪生）の志願票・調査書が高く評価されたこと

などが判明したため，同調査書（2019（令和）元年12月12日付・甲2）は，「性別（・現浪区分）という属性による一律の差別的取扱いが行われたものと認めざるを得ない」と結論づけ（甲2p52），差別的取扱いの「内容，点数の大きさ等からすれば」「教育基本法・大学設置基準や本アドミッション・ポリシーのみならず，一般社会通念に照らし，その不合理性は明らか」であり，「機械的な加点の度合いが年々増加されていることからすれば，公正かつ適正な方法で入学試験を行わなければならないという規

範意識は年々希薄化していったものとさえいえる」と厳しく指摘しました（甲 2 p 54 及び p55）。

6 このように、第三者委員会の調査を見れば、遅くとも平成 27 年度から平成 30 年度までの入学試験において、被告が性別という属性による一律の差別的取扱いを行っていたことは、明らかでした。

7 後に主張しますが、文科省は、性別による一律の差別的取扱いはなかったとする被告の主張は統計学的見地からもありえないとし、2020（令和 2）年 9 月 3 日、被告に再度、合理的な説明を求めました。

それでも、被告は、男女の点数差はあくまで「評価担当者らの心証による総合評価を行った結果である」、「医師の適正配置、ひいてはそれによる医療体制の維持を慮る評価担当者の潜在意識」が男女の点数差につながった可能性は否定できないなどと強弁し、最後まで、一律の差別的取扱いの事実は確認できないと主張しました（2020（令和 2）年 9 月 28 日付「平成 27 年乃至平成 30 年度の本学一般入試第 2 次試験の実施態様について」）。

これに対し、文科省は、2020（令和 2）年 10 月 1 日、被告理事長、学長、医学部長に直接、「第三者委員会や統計学の専門家による客観的な見解に対して合理的に理由を説明できないことを以て不適切であると見做さざるを得ない」と伝達するとともに、

- ・ 性別や年齢等の属性により差異を設けないこと
- ・ 第三者委員会や統計学の専門家による客観的な見解を踏まえ、社会に対して合理的な理由を持って説明する責任を尽くすこと

を指導しました。しかし、被告は、今日に至るまで、一度も、記者会見等することもなく、社会に対し、何らの説明責任も果たしていません。

8 教育機関である大学が、入学試験において、個人の能力を無視し、女性であるというだけで医学を志す道を閉ざそうなどということは、日本国憲法の定めた個人の尊重（13 条）、男女平等（14 条）、能力に応じて等しく教育を受ける権利（26 条）、また、教育の機会均等を定めた教育基本法（4 条 1 項）、教育における男女平等を定めた女性差別撤廃条約（第 2 条 e 及び f、10 条 a 及び b）等に真っ向から反するものであり、教育機関として、決定的にあるまじき行為です。高い職業倫理を求められる医師を養成しようという医学部であれば、尚のことです。

被告の入学試験は、全体として違法であり、被告には、受験を余儀なく

された原告らの損害を賠償すべき義務があります。

- 9 原告らは、公正な試験であると信じ、一点でも多くと身を削って日々勉強し、入学試験に臨みました。被告の行為は、原告らの努力、志を土足で踏みにじる行為に他なりません。被告による女性差別を知り、原告らは、どれだけ悔しい思いをしたことでしょう。彼女らにとって、このような不正な入学試験に力を注がされたこと自体、大きな精神的損害です。

加えて、前述のように、性差別の被害を受けた原告らの苦しみに何ら向き合うことなく、終始、差別を認めない、反省も謝罪もない被告のその態度は、不誠実極まりなく、原告らの憤り、精神的苦痛を、さらに大きくしています。

- 10 このような被告による性差別を野放しにすることは、公正な評価を信じて入学試験のために費やしてきた、原告らの多大な努力を踏みにじるだけでなく、これから社会を目指そうとする、日本中の若い女性たちの、夢の翼をも折ってしまいます。いくら勉強しても、いくら努力しても、女性だというだけで差別され、学びたい学問の門戸すら開かれなかったら、果たしてどのような思いになるのでしょうか。この国での将来に、希望など持てるのでしょうか。

裁判所におかれましては、原告らの受けた大きな苦しみをしっかり受け止め、それに応える裁判を行ってくださること、この裁判を通じ、日本の女性たちに、明日への希望を与えてくださることを、切に求めるものがあります。

以 上